

医療法人社団せがわ会 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第4期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年5月1日から令和5年4月30日まで（3年）

2. 内容

目標：計画期間内の年次有給休暇取得率を80%以上にする。

<対策>

- 令和2年5月 前年度取得状況の把握
グループウェアによる職員への周知
取り組みの開始
- 各年度※終了後 取得状況の調査・把握
取得率の低い部署は原因を特定し、取得推進の対策を講じる。

※ 5月1日から翌年4月30日まで

以上